

処 分 等 の 種 類		宅地建物取引業務の全部業務停止（30日） （令和8年9月12日から令和8年10月11日）
事 実 発 生 年 月 日		令和8年2月4日
事 実 探 知 の 動 機		公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会からの 社員資格喪失報告
聴 聞 年 月 日		令和8年8月6日
処 分 等 年 月 日		令和8年8月26日
適用条項又は該当条項		法第64条の10第2項、第64条の15前段
処 分 等 の 根 拠 条 項		法第65条第2項第2号
被 処 分 者	商 号 又 は 名 称	株式会社リアルシステムズ
	代 表 者	勝見 利夫
	免 許 番 号 及 び	滋賀県知事（2）第3687号
	免 許 年 月 日	令和5年10月31日
	主たる事務所の所在地	滋賀県大津市本堅田五丁目12番8号
処分等の理由 被処分者は、令和8年1月15日付けで公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会（以下「保証協会」という。）から宅地建物取引業法（以下「法」という。）第64条の10第1項の規定による還付充当金の納付に係る通知を受け、同条第2項の規定により当該還付充当金を2週間以内に納付しなければならないが、納付をしなかった。 また、被処分者は、令和8年2月4日付けで保証協会の社員としての地位を失った。したがって、被処分者は、法第64条の15前段の規定に基づき、当該地位を失った日から1週間以内に営業保証金を供託しなければならないが、供託をしなかった。 上記のことは、それぞれ法第64条の10第2項および法第64条の15前段の規定に違反し、いずれも法第65条第2項第2号の規定に該当する。		
原因者	・業者個人または法人である業者の代表者（宅建士資格 ☒あり／なし） ・代表者以外の役員または政令使用人（宅建士資格 あり／なし） ・一般セールスマン（宅建士資格 あり／なし）	